

論
説

I N F 条約の法構造(二・完)

黒
沢
満

まえがき

- 一 中距離核戦力問題の背景
 - 1 大戦後から一九七〇年代中期まで
 - 2 一九七〇年代後半の動き
 - 3 N A T O の二重決定
- 二 第一段階の交渉(一九八一年—一九八三年)
 - 1 両国の初期の立場
 - 2 両国の諸提案

- 3 この時期の交渉の特徴
- 三 第二段階の交渉（一九八五年—一九八七年）
 - 1 レイキャビク首脳会談まで
 - 2 一九八七年の交渉
 - 3 この時期の交渉の特徴（以上第二二卷第一号）
- 四 条約義務の内容（以下本号）
 - 1 条約対象のミサイルシステム
 - 2 ミサイルシステムの廃棄
 - 3 ミサイルシステムの生産・飛行実験の禁止
- 五 条約義務の検証・査察
 - 1 検証・査察に関する交渉
 - 2 検証・査察を容易にするルール
 - 3 査察官
 - 4 配備国
 - 5 現地査察の種類と目的
 - 6 現地査察の実施
 - 7 自国の検証技術手段
 - 8 特別検証委員会

六 INF条約と軍縮国際法

- 1 NPT体制との関連
 - 2 SALTプロセスとの関連
 - 3 INF条約による規制の意義
 - 4 INF条約による検証・査察の意義
 - 5 今後の軍縮の進展
- むすび

四 条約義務の内容

INF条約は、一七条からなる条約本体を中心に、条約のためのデータベースの設定に関する了解覚書、条約に従うミサイルシステムの廃棄を規律する手続きに関する議定書、および条約に関連する査察に関する議定書から成り立っている。さらに条約締約国は米国とソ連のみであるが、条約対象となるミサイルシステムがヨーロッパ諸国に存在するため、それらの配備国において査察を行なうための法的取り決めが存在する。

1 条約対象のミサイルシステム

(1) 条約の対象となるミサイル

一九八一年以来の米ソ交渉においては、規律の対象に関連して、航空機をどうするか、英仏の核戦力をどうするか、地理的範囲をどうするか、どの範囲の射程のミサイルを対象とするかなどについて見解の対立があり、交渉はこれらの相違点を解消する形で行なわれてきた。この条約はその名称が示しているように、中距離および短射程のミサイルの廃棄に関するものである。

第二条の定義から明らかになるのは、条約の対象となるミサイルは以下の三つの条件を必要とすることである。

第一は地上発射のミサイルであること、第二はそのミサイルが兵器運搬手段であること、第三にそれが一定の射程をもつことである。中距離ミサイルは射程が一〇〇〇から五五〇〇キロメートル、短射程ミサイルは射程が五〇〇から一〇〇〇キロメートルのものである。これらの定義から明らかのように、ミサイルが核兵器を搭載していることは条件とはなっていない。条約においても「核」ミサイルという語はまったく使用されていない。条約は、核弾頭であれ通常弾頭であれ、上述の射程をもつミサイルを一般的に対象としている。⁽¹⁾条約において、明確にその対象から除外されているのは、地球表面にない目的物を迎撃するミサイル、地上基地様式でないミサイル、およびブースターシステムである。

条約対象となるミサイルで現在存在しているものは、第三条に明記されているように、以下のものである。中距離ミサイルとして、米国のパーシングIIとBGM109G、ソ連のSS20（ソ連名RSD10）、SS4（R12）お

よびSS5 (R14) が列挙され、短射程ミサイルとして、米国のパーシングIA、ソ連のSS12 (OTR22) とSS23 (OTR23) が列挙されている。これらの現存タイプのミサイル以外に、実験されたが配備されていないミサイルとして、米国のパーシングIBおよびソ連のSSC-X-4 (RK55) があり、これらも廃棄される^(と)。

(2) ミサイルシステムの構成要素

条約により廃棄され、将来において所有が禁止されるのは、ミサイルだけでなくそのシステム全体に及ぶ。その中心はミサイルとミサイル発射基であるが、それに関連する支援構造物と支援装置も廃棄の対象となっている。支援構造物としては、パーシングIIの発射パッドシエルターとSS20の発射用固定構造物がある。支援装置とは、SS20の発射容器とミサイル輸送車両、SS4のミサイル輸送車両、ミサイル起立機と推進タンク、SS12のミサイル輸送車両、SS23のミサイル輸送車両を意味している。支援構造物はその場に固定された比較的大きな構造物であり、その場で廃棄されるものである。他方、支援装置は比較的小さく、廃棄施設にまで移送されてそこで廃棄されるものである。これら以外に、さらに訓練用のミサイルシステムも廃棄される。

このように、条約はミサイルおよびミサイル発射基のみならず、関連する構造物や装置をも対象とすることにより、ミサイルに関連する下部構造をも含むものとなった。下部構造の廃棄とその所有の禁止を規定することにより、この条約は将来において中距離核戦力を再建する能力をも規制しているので、条約によるミサイルシステムの廃棄および所有禁止が実質的に強化されている。

ミサイルシステムの構成要素が全面的に廃棄される結果、そのシステムに関連する支援施設も廃棄または閉鎖されることになる。支援施設としては、ミサイルまたは発射基の生産施設、修理施設および貯蔵施設、ならびに訓練

施設、実験場および廃棄施設がある。さらにミサイル実戦配備基地および配備地域も廃棄または閉鎖される。

(3) ミサイル・発射基の数と位置

条約により廃棄される現存タイプのミサイルの総数は、一九八七年一月一日現在で、米国が八六六、ソ連が一七五二、ミサイル発射基の総数は、米国が二八三、ソ連が八四五である。その詳細は表2の通りである。⁽³⁾

ミサイルおよび発射基は、大きく既配備のものとは非配備のものに分けられる。既配備とは、中距離ミサイルの場合には配備地域にあるもの、短射程ミサイルの場合にはミサイル実戦配備基地にあるものを意味する。他方、非配備とはそれ以外のところにあるもので、具体的には支援施設にあるかまたは移送中のものを指す。それ以外の場所であれば、その事実が条約違反となる。

既配備の中距離ミサイルのうち、パーシングⅡは西ドイツ内の三つのミサイル実戦配備基地を含む一つの配備地域にあり、BGM109Gは英国の二つの配備地域・ミサイル実戦配備基地とイタリア、ベルギー、西ドイツ、オランダに一つずつある配備地域・ミサイル実戦配備基地に存在し、SS20はソ連内の四八の配備地域・ミサイル実戦配備基地に、SS4はソ連内の一三の配備地域・ミサイル実戦配備基地に存在している。

他方、既配備の短射程のミサイルのうち、SS12は東ドイツの四つのミサイル実戦配備基地、チェコスロバキアの一つのミサイル実戦配備基地、ソ連の六つのミサイル実戦配備基地に存在し、SS23は東ドイツの二つのミサイル実戦配備基地とソ連の五つのミサイル実戦配備基地に存在している。

中距離ミサイルの場合は、その中にミサイル実戦配備基地を含むかなり広大な配備地域をもっており、三年間の廃棄期間中も実戦配備が継続されることが前提とされているが、短射程ミサイルは短期間に廃棄されるので、その

表2 INF条約の対象となるミサイルシステムの総数(1987年11月1日現在)

米国の中距離ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
パーシングⅡ	120	115	127	51	247	166
BGM-109 G	309	99	133	17	442	116
合計	429	214	260	68	689	282

ソ連の中距離ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
SS-20	405	405	245	118	650	532
SS-4	65	79	105	6	170	85
SS-5	—	—	6	—	6	—
合計	470	484	356	124	826	608

米国の短射程ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
パーシングⅠA	—	—	178	1	178	1
合計	—	—	178	1	178	1

ソ連の短射程ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
SS-12	220	115	506	20	726	135
SS-23	167	82	33	20	200	102
合計	387	197	539	40	926	237

位置はミサイル実戦配備基地内に限定されている。

非配備ミサイルシステムは、生産施設、貯蔵施設、修理施設、実験場、訓練施設または廃棄施設に存在するもの、または定められたルートを移送中のものである。これらの施設の位置とそこに存在する構成要素の数も、了解覚書の中に明記されている。

(4) 核弾頭の取り扱い

この条約は一定のミサイルシステムの全廃という画期的な内容をもつものであるが、核弾頭の取り扱いに留意する必要がある。ミサイルシステムの廃棄に関して、ミサイルの各段および先端部も廃棄される。しかし核弾頭は廃棄リストに含まれていないばかりか、廃棄議定書は、「廃棄施設にミサイルが到着する前に、核弾頭装置および誘導エレメントは取り外すことができる」と規定している。したがって、ミサイル本体が廃棄される前に核弾頭は取り外され、米ソそれぞれが自国の貯蔵庫に持ち帰ることになる。

このことは、核兵器システムの中心である核弾頭がまったく削減されないことを意味するだけでなく、これらの核弾頭がALCMやSLCMなどに利用される可能性があることを意味している。米国は核弾頭を廃棄しない理由として、核物質が不足しているのでそれを他の分野で再利用すること、および核弾頭部分のデザインを相手国に知られたくないことを挙げている。

核弾頭の数はこの条約によつては実際にはまったく減少しない。しかし実戦配備されていたミサイルが廃棄される結果、それに搭載されていた核弾頭が米ソ両国の貯蔵庫に引き上げられることになる。ソ連のSS20は三弾頭を搭載でき、他のミサイルはすべて単弾頭しか搭載できないので、廃棄されるミサイルに搭載可能な核弾頭数は計

算できる。しかし実際の数は不明である。⁽⁴⁾ただ、条約の適用上、すべてのミサイルはその最大数の核弾頭を搭載しているものとみなされる。

2 ミサイルシステムの廃棄

(1) 廃棄の期間

まず中距離ミサイルについては、一九八六年のレイキャビク首脳会談において、五年間で廃棄することに一応の合意が成立していた。その後、米国は三年を主張し、ソ連は五年を主張し続けたが、最終的には三年で全廃されることになった。

第四条に規定されているように、中距離ミサイルシステムは二段階により削減され廃棄される。第一段階は二九ヵ月で、その時点で米ソ両国のミサイルと発射基は以下に示す同数になるまで継続的に削減される。ソ連が米国より多くのミサイルを保有しているため、条約交渉過程において、米国は、米国の保有数と同数になるまでソ連が一方的に削減すべきであると主張し、他方、ソ連は両国が同時に削減を開始し同率で削減すべきだと主張していた。条約によれば、第一段階ではソ連がより多くのミサイルを削減するが、第二段階では同率で削減することになっている。

第一段階の終わりにおいては、米ソ両国ともミサイルおよび発射基の数を総計二〇〇の弾頭を搭載しうるものに削減しなければならない。そのうち、既配備ミサイルは一八〇の弾頭、既配備発射基は一七一の弾頭を搭載しうるものを超えてはならない。既配備の発射基数よりミサイル数が若干多いのは、予備のミサイルが考慮されているか

らである。ここでは計算の基準として、兵器の基本的要素である弾頭数が用いられている。また総数のうち既配備のものゝの占める割合が大きいことからして、第二段階においても実質的な中距離ミサイルシステムが残ることが予定されている。

第一段階での両国の削減を既配備ミサイルについて考えるならば、米国は四二九から一八〇に削減する必要がある、ソ連の場合、SS4は〇になるとするならば、SS20は三弾頭であるのでミサイルを四〇五から六〇に削減しなければならない。このように第一段階ではソ連の大幅な削減が規定されている。

さらに条約は、削減の方法に関して、全体に占めるGLBMの割合が第一段階の終わりに元の割合を超えてはならないことを規定している。これは米国にのみ当てはまり、パーシングII (GLBM) とBGM109G (GLC M) の元の割合が維持されるか、パーシングIIの削減の割合を大きくすることを要求するものである。これはソ連にとって、パーシングIIが大きな脅威と感じられていることを示している。

短射程ミサイルシステムについては、当初、ソ連は二年、米国は一年の廃棄期間を主張してきたが、条約ではその中間の一ヵ月と定められた。さらに、両国は九〇日以内にすべての既配備のミサイルと発射基ならびに非配備発射基を廃棄施設に移動させなければならない。したがって、条約発効後まもなく、短射程ミサイルシステムは実戦配備から取り除かれることになる。残りの非配備ミサイルも一二月以内に廃棄施設に移動させなければならない。廃棄施設においてミサイルと発射基が組み立てられることを防ぐため、ミサイルの廃棄施設と発射基の廃棄施設は一〇〇キロメートル以上離れていなければならない。

このように短射程ミサイルシステムは、廃棄施設への一方的な移動しか認められず、九〇日以内に既配備のもの

が廃棄施設に移送されることからして、廃棄期間が一八ヵ月と定められていても、実質的には九〇日以内に実戦配備から外される。中距離ミサイルシステムと異なり、短射程ミサイルシステムは条約発効後すぐに廃棄される方向に進み出す。短射程ミサイルシステムを実戦配備しているのは、ソ連だけである。⁽⁵⁾

中距離ミサイルシステムにおいても短射程ミサイルシステムにおいても、初期に大幅な廃棄を要求されるのはソ連である。この点から、シュルツ國務長官は、「この廃棄の構造により、米国はソ連が条約を遵守するかどうかを早期に評価する基礎が与えられる」と述べている。

西ドイツがミサイルを所有し、米国が核弾頭を所有するパーシング I A に対し、条約交渉の最終段階になってソ連から廃棄の要求が出されたが、その問題は西ドイツのコール首相が米ソ両国の I N F が廃棄された段階でそのミサイルを廃棄するという声明を出すことにより解決された。米国は、この交渉には第三国のミサイルを含めないという原則を強く主張し、この解決も条約とは関係なく、条約の枠組みの外で行なわれたものであると主張している。

しかし、廃棄議定書において、米ソ両国は、条約で予定されている期間(三年間)よりも一五日早く廃棄を完了し、その最後の一日間に西ドイツから再突入体を米国に引き上げ、廃棄議定書に従ってそれらを廃棄することを約束している。このように西ドイツの所有するミサイルもその米国所有の部分については、実質的には条約の中に取り入れられている。

(2) 廃棄の方法

ミサイルシステムのそれぞれの構成要素は、以下のいくつかの方法で廃棄されることが規定されている。

廃棄の方法で最も重要なのは、廃棄施設における廃棄である。米ソ両国は、支援施設の一つとして、廃棄施設を

了解覚書に明記し、または後に設置し通告することになっている。ミサイル、発射基および支援装置は、原則として廃棄施設において廃棄される。廃棄議定書は、両国の保有するミサイルシステムのそれぞれにつき、その種目別に廃棄の方法をきわめて詳細かつ具体的に規定している。⁽⁷⁾

廃棄施設で廃棄されるミサイルシステムには、第三条に列挙されている現存タイプのミサイルのみならず、すでに実験されたがまだ配備されていないものも含まれる。それは、米国のパーシングⅡB短射程弾道ミサイルとソ連のSSC—X—4 (RK 55) 中距離巡航ミサイルであり、それらは条約発効後六ヵ月以内に廃棄される。

第二の廃棄方法は発射による廃棄である。これは中距離ミサイルの場合に、条約発効後六ヵ月以内に限って認められているものである。また発射の手段により廃棄されるミサイルの数も一〇〇に限定されている。この方法は、廃棄施設における廃棄よりも容易であること、ソ連のミサイルの数が多いこと、ソ連の主張していた五年の廃棄期間が三年となったことなどから、ソ連が主張したものである。

この廃棄方法が条約発効後六ヵ月に限定されたのは、この廃棄方法が第六条の飛行実験禁止と抵触する可能性を少なくするためである。廃棄のために発射されたミサイルにデータを送ったり、そこからデータを受け取ったりすることは禁止されている。この廃棄方法は、指定された廃棄施設から現存の落下地域へ発射することにより実施される。一度に一機しか発射できず、次の発射まで六時間経過しなければならぬ。

第三の廃棄方法は、現地における廃棄である。中距離ミサイルに関連する支援構造物、すなわちパーシングⅡの発射パッドシェルターおよびSS 20発射用固定構造物は、それが存在する場所で廃棄される。

第四にそれ以外の廃棄方法があるが、それは紛失または偶発的廃棄による場合、およびミサイル等を静止的展示

により廃棄する場合である。展示の場合には、ミサイル、発射容器および発射基につきそれぞれ一五ずつ認められている。

さらに個々のミサイルシステムだけでなく、配備地域、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設も廃棄または閉鎖される。それらの場所からミサイル、発射基、支援装置が移動され、そこにある支援構造物が廃棄され、そこでのすべての活動が停止した時に、これらの配備地域、ミサイル実戦配備基地またはミサイル支援施設は廃棄されたことになる。

3 ミサイルシステムの生産・飛行実験の禁止

この条約は現存の中距離および短射程ミサイルシステムの廃棄を規定するだけでなく、条約対象となるミサイルシステムの保持をも禁止している。この条約の期限は無期限であり、この保持の禁止を確保するために、将来にわたってこの種のミサイルシステムの生産と飛行実験を禁止している。これらの禁止により、条約対象のミサイルシステムはその開発・実験の段階から規制されることになる。

これらの禁止がきわめて重要であるのは、飛行実験はそのミサイルの性能の確認に不可欠であるからである。飛行実験をすることなく秘密裏にミサイルを維持しても、その軍事的効果は不確定であり、軍事的意味をもたないからである。さらにこの飛行実験は、従来の外部からの検証手段で検証可能である。

一九七九年の戦略兵器制限条約は、一定の数的制限を課すもので、そこでは近代化と代替が認められていたので、生産および飛行実験は禁止されていない。この点からみてもINF条約における規制は徹底したものになっている。

INF条約の交渉においても、全廃ではなく一定数に削減する措置に一応の合意がみられていたが、その場合には、SALT条約と同様に生産や飛行実験も許されるものとなっていたであろう。

また条約は、新しい中距離または短射程ミサイルシステムが生産・飛行実験されるのを防ぐため、第七条において条約対象となりうるミサイルシステムの基準を詳細に定めている。条約はこの禁止を補強するため、条約発効後三〇日以後、ミサイル、ミサイル段、発射基をミサイル生産施設、発射基生産施設または実験場に配置することを禁止している。また訓練施設にミサイルを配置することも禁止されている。

(1) この点についてシュルツ國務長官は以下のように述べている。「米国およびNATOは、通常兵器を搭載した巡航ミサイルを配備する特定の計画も軍事的必要性ももっていない。ソ連が最近実験した中距離巡航ミサイルにそれらを配備することにより、通常兵器および化学兵器の脅威を増すのは意味のないことである。さらに、核搭載のGLCMと通常兵器搭載のGLCMの区別を効果的に検証する方法を米国はまだ開発できないし、ソ連もまだ提案していない。……この状況はSALTにおける状況とは異なる。」(Statement by Secretary of State George Schultz before the Senate Foreign Relations Committee, March 14, 1988.)

(2) 上述の定義により条約の対象となるミサイルシステムの範囲が確定されたわけであるが、米国上院の審議において大きな論点となったのは、将来の技術を用いたミサイルが条約の対象に含まれるかどうかというものであった。これはSDI(戦略防衛構想)との関連でレーガン政権がABM条約の新しい解釈を打ち出したことに関連している。すなわちABM条約の上院での審議において、行政府は厳格な解釈——将来の技術による新しい防衛システムが宇宙配備である場合、そ

の配備のみならず開発、実験も禁止されているという解釈——を明らかにしたにもかかわらず、レーガン政権はその開発と実験を許容するというより広い解釈を打ち出した。このような状況を背景として、ナン上院軍事委員会委員長を中心に、INF条約が将来の新しい技術にもとづくミサイルをも禁止していることを明確にすることを要求した。この点については、シュルツ國務長官とシェワルナゼ外務大臣との話し合いにより、将来の技術にもとづくミサイルも条約により禁止されることに合意が成立した。SDI/ABM条約の論争と関連して、ナン上院議員らが要求したもう一つの点は、行政府が上院の審議において明らかにした解釈は有権的であり拘束力をもつことを明確にすることであった。行政府は現在の政権が上院で述べた解釈に拘束されることは認めしたが、将来の政権にまで影響を与えることを拒否した。上院はこの条約に助言と承認を与えるに際して、以下のような条件を付けている。「米国は、上院が批准に対するその助言と承認を与えた時に大統領と上院により共有された条約の共通の解釈に従って、この条約を解釈しなければならない。」

(Congressional Record, Vol. 134, No. 77, May 27, 1988, S6337)

(3) 一九八八年六月一日(条約発効日)現在のミサイルシステムの総

表 3

中距離ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
米 国	442	209	235	79	677	288
ソ 連	465	468	344	113	809	581

短射程ミサイルシステム

	既配備		非配備		合計	
	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基	ミサイル	発射基
米 国	—	—	169	1	169	1
ソ 連	212	101	745	137	957	238

数は表3の通りである。

- (4) 日本のマスコミは、一般的に、既配備および非配備ミサイルのすべてが核弾頭を搭載しているものとして弾頭数を計算しているが、米国の「憂慮する科学者同盟」は、既配備ミサイルのみを弾頭数の計算に用いている (Union of Concerned Scientists, *The INF Treaty and the Future of Western Security*, January 1988, p. 4)。また米国の I N F 交渉に携わったケリットマン (M. Gilman) も、ミサイルのすべてが核弾頭を搭載していると考えるのは正しくないと述べている。
- (5) ソ連は、条約が発効する以前の一九八八年二月二五日、東ドイツおよびチェコスロバキアにある基地から S S 12 短射程ミサイルシステムの引き上げを開始した。
- (6) Statement by Secretary of State George Schultz before the Senate Foreign Relations Committee, March 14, 1988.
- (7) たとえば、パーシングⅡの場合、そのミサイルの各段は爆破による破壊または燃焼により廃棄される。この過程で破壊されない固形燃料、ロケット・ノズル、モーター・ケースは燃焼するか、押しつぶすか、平らにするか、爆発により破壊される。先端部分は押しつぶすか、平らにされる。次に、発射基は、まず起立発射機構は発射基の台座から取り外す。起立発射機構のすべての構成要素は、接続部分以外の箇所ではまっ二つに切断する。ミサイル発射支援装置は発射基の台座から取り外す。ミサイル発射基の台座は、接続部分以外の箇所ではまっ二つに切断する。

五 条約義務の検証・査察

1 検証・査察に関する交渉

一九八六年のレイキャピク首脳会談において、I N F 条約の基本条項に合意が達成されるとともに、この条約義務の検証に関して現地査察を含むことにも合意がみられた。戦後の軍縮交渉において、米国は現地査察を含む厳格な検証を主張する一方、ソ連は現地査察に常に反対する立場を維持してきたので、I N F 条約に関してソ連が現地査察に原則的に同意したことは画期的なことである。

I N F 条約を他の問題から切り離して交渉することにソ連が合意し、実質的な交渉が始まった一九八七年三月に米国は以下のような検証措置を提案している。それは①自国の検証技術手段、②システムの配置の特定、③データの交換、④データの更新、⑤廃棄手続きの特定、⑥現地査察と監視の六つの基本的要素から構成される。⑥の現地査察と監視については、(i)基礎データを確認するための最初の包括的査察、(ii)条約規定の下で削減されるシステムの廃棄を検証するための査察、(iii)条約で制限されるシステムの許された残存レベルを検証するための査察と恒久的駐留の三つのタイプから構成される。

最後の項目に「残存レベル」と示されているように、この時期には中距離ミサイルシステムの全廃ではなく、一〇〇弾頭分のミサイルをソ連はアジア部に残し、米国は本土にその権利をもつという内容であったため、この時期

の米国提案は、条約で制限されるシステムの生産、最終組み立て、修理および貯蔵のための施設の常駐監視、その他の「宣言された」施設の短い通告による査察、遵守問題が生じた場合にその他の短い通告による査察の規定を含んでいた。⁽¹⁾

ソ連の四月二七日の提案について、カルポフ (V. Karпов) は、「管理措置には、データの合意された交換、削減の実施の現地査察を含む監視、残存のIRBMとそれに関する補助施設の監視——必要な場合には現地査察を含む——が規定される。査察は他方の領域と米国のIRBMおよびその発射基が配備されている第三国の領域で実施される。査察はIRBMとその発射基が解体または破壊される場所、実験場と軍事基地、私的財産か国有財産にかかわらずなく貯蔵所、訓練センターおよび製造工場で実施される」と説明している。⁽²⁾

この時期において、米ソ両国とも現地査察を含む厳格な検証を提案しているが、現地査察の対象について見解の相違が存在した。米国は、宣言された施設の外に、その他の短い通告による査察、すなわち宣言されていない場所に対する現地査察をも予定していた。他方、ソ連の提案は宣言された施設に対するものであった。⁽³⁾

その後、「グローバル・ダブル・ゼロ」に合意が達成されるようになり、残存レベルという概念も消滅し、また生産や飛行実験も禁止されるようになった結果、検証問題の困難さも大幅に減少されることになった。したがって、条約では宣言されていない施設に対する現地査察は削除されている。この方法は、相互にきわめて侵入的な措置を認めることになるので、米国内においても、国家の安全保障の側面から反対論が出ていた。

2 検証・査察を容易にするルール

(1) 配置のルール

この条約はまず、ミサイルシステムの配置に関して厳しいルールを採用している。中距離ミサイルおよび発射基は配備地域またはミサイル支援施設に、短射程ミサイルおよび発射基はミサイル実戦配備基地またはミサイル支援施設に存在しなければならない。もしくはそれらの間を移送中でなければならず、その移送は二五日以内に完了しなければならない。それ以外の場所にミサイル等が存在する場合は、その事実が条約違反となる。

これらの配備地域、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設は、了解覚書の中に列挙されており、その位置や境界は緯度経度で示され、そこに存在するミサイルや発射基の数が明記されている。これらの地域、基地、施設はその数を減らし、廃棄する方向に進むだけであつて、増加したり変更したりすることは許されない。この例外は廃棄施設のみであり、廃棄施設も最終的には廃棄されるが、ミサイルシステムの廃棄期間中に場所を変更したり新たに設置することができる。ミサイル支援施設のうち生産施設と実験場には、条約発効後三〇日以降ミサイル等を配置することは許されないし、訓練施設には最初からミサイル等を配置することは許されない。

(2) 通告のルール

この配置のルールを補完するのが、通告のルールである。まず条約署名時に、米ソ両国は一九八七年一月一日現在のデータを了解覚書において交換している。このデータは、次に条約発効日すなわち一九八八年六月一日現在のものに更新されている。さらにその後、六ヵ月ごとにデータの変更について定期的に通告することになっている。

これらの定期的なデータの更新と通告の外に、具体的作業の進展についても通告しなければならない。まずミサイル、発射基、支援構造物または支援装置が廃棄された場合には、その廃棄の実態を四八時間以内に通告する必要がある。またミサイルや発射基の移送については、移送の途中にも完了後四八時間以内にも詳細な通告を行なう義務がある。

これらの配置のルールと通告のルールにより、両国のミサイルシステムの存在場所とその数が常に掌握できる体制が確立されている。また廃棄作業の内容について、発射による廃棄の場合は一〇日以上事前に、その他の廃棄の場合には三〇日以上事前に通告することが定められている。

(3) 計算のルール

第三のルールは計算のルールであり、これは特定の種目は一定の方法で計算されるというルール、および特定のミサイル等が一定の方法で計算される場合、そのタイプのもはすべて同様の方法で計算されるというルールである。たとえば、弾頭の数、実際はどうであれ、了解覚書でそのタイプのミサイルのために表示された最大数であるとみなされる。また新しいミサイルについて、あるミサイルが中距離ミサイルであるならば、同じタイプのミサイルはすべて中距離ミサイルとみなされる。

このような計算のルールにより、条約の対象となるミサイルシステムが明確になり、それに対する規制が可能になるのである。この計算のルールはすでにSALT条約で取り入れられており、それにより条約の作成が促進されたのである。

3 査 察 官

(1) 査察官のリスト

条約に規定された現地査察を実施するのは査察官であり、さらに査察官を査察地のある国に運搬する航空機乗員がいる。そのリストは条約発効後一日以内に提出されており、それは第一条三、四、五、七、八項のための査察官のリスト、第一条六項のための査察官のリスト、および航空機乗員のリストから成り立っている。それぞれのリストは二〇〇名を超えてはならない。また査察官は査察を行なう国の国民でなければならぬ。

そのうち第一条六項のため、すなわち生産施設出入口の継続的監視を行なう査察官については、被査察締約国は、理由を告げることなくそのリストを受け入れられないと二〇日以内に通告することができる。その他の査察官および航空機乗員については、被査察締約国はそのリストに合意する。もつともこれらの査察官および航空機乗員についても、特定の場合にそのリストから外すよう要求する可能性は残されている。⁽⁴⁾

査察官および航空機乗員は、被査察締約国または配備国の法と規則に違反してはならないし、国内問題に関与してはならない。そのような場合には、リストから外し本国に連れ戻さなければならない。

(2) 査察官の特権免除

査察官には、査察議定書に附属する「査察官および航空機乗員の特権と免除に関する諸規定」に従って、一定の特権と免除が与えられる。これは外交官の特権免除に準じたものであり、ウィーン外交関係条約の規定が援用されている。

査察官および航空機乗員には、ウィーン外交関係条約第二九条で外交官に与えられる身体の不可侵が与えられ、継続的監視を行なう査察官の住居と事務所は同条約第三〇条一項の不可侵と保護が与えられ、査察官と航空機乗員の書類および通信は同条約第三〇条二項の不可侵を享有する。さらに同条約第三一条一、二、三項による裁判権からの免除、および第三四条による賦課金と租税からの免除、ならびに個人的使用のための物品への関税その他の免除を享有する。彼らは個人的利益を目的とする職業活動または商業活動を行なうことはできない。これらの特権免除について、その濫用があると考えられる場合には、米ソ両国間において協議が開始される。

(3) 査察団の人数

上述のそれぞれ二〇〇人からなるリストの中から、査察団が結成されて現地査察を実施するが、その査察団の人数は以下のように限定されている。第一条三、四、五項による査察の場合には一〇人以内、第一条七、八項による査察の場合は二〇人以内、そして第一条六項による継続的監視の場合は三〇人以内である。また航空機乗員もそれぞれの航空機について一〇名を超えてはならない。

(4) 国内護衛官

締約国である米ソ両国が自国の施設の査察を受ける場合、その締約国の国内護衛官が相手国の査察官および航空機乗員に随伴し援助する権利を有する。条約締約国ではなく配備国で査察が実施される場合には、配備国の代表を国内護衛官に含むことができる。国内護衛官は査察団と入国地点で到着後すぐに会い、入国の便宜を図る。さらに国内護衛官は査察団の査察活動に立ち会う。査察活動の完了の後に提出される査察報告書は、査察団の長から国内護衛官のメンバーに提出される。

この国内護衛官の制度は、相手国の査察活動を援助し、査察活動の円滑な実施を確保するためのものであるとともに、査察団が権限を越えた活動を行なうのを抑止または防止し、査察を受ける国の利益を保護するためのものである。

4 配備国

この条約は米国とソ連との間の条約であり、条約の締約国はこの二国である。しかしこの条約の対象となるミサイルシステムは、米ソ両国以外にヨーロッパ諸国にも存在している。米国のミサイルシステムは、西ドイツ、英国、イタリア、ベルギー、オランダの五国に、ソ連のは東ドイツとチェコスロバキアの二国に存在している。これらの七つの配備国は、条約の締約国ではないにもかかわらず、米ソ両国がそれらの配備国においても現地査察を実施できることが、条約に規定されている。

(1) 配備国協定

査察議定書は、一方締約国とその配備国との間において、配備国が議定書の規定に従ってその領域で査察が実施されることに合意したという効果をもつ了解に関して、他方締約国に与えられる保証に注目するという規定を置いている。この規定に従って、米国およびソ連はそれぞれの配備国との間で、条約の査察に関する協定いわゆる配備国協定を締結している。

たとえば米国と五配備国との配備国協定は、基本的には、これらの配備国において査察議定書に従って査察活動が実施されること、配備国はその領域における米国の義務の履行を容易にすることに合意したこと、米国と配備国

の間でこの協定により合意される場合を除き、配備国の法および規則を強制する配備国の主権的権威は影響されないことを規定している。さらに米国は配備国に査察に関するあらゆる情報を知らせること、配備国は査察官に特権免除を与えることなどが定められている。

査察官または航空機乗員が査察条件に違反していると配備国が決定した場合、配備国は被査察締約国すなわち米国に通告し、米国がソ連に通報する。この規定が示しているように、この協定は米国と配備国との間の権利義務を定めており、配備国とソ連とを直接結びつけるものではない。この協定は、一九八七年二月一日ブラッセルで六国の間で署名され、条約の発効と同時に効力を生じ、期限は一三年間となっている。⁽⁵⁾

(2) 交換公文

さらに配備国に関して、査察を実施する締約国とそこで査察が実施される配備国との間に交換公文が存在する。これは米国と東ヨーロッパの二国、ソ連と西ヨーロッパの五国のそれぞれと締結されたものである。内容はほぼ同様であり、たとえば英国とソ連との交換公文は、「ソ連およびその役人が英国の領土およびその空域において査察議定書の下で実施するすべての活動に関連して、その議定書の条件を厳格に遵守するという約束を受理するならば、連合王国政府は、ソ連政府ならびにその査察官および航空機乗員に対し、査察議定書に規定された査察の権利を喜んで認める。この関連において、特に規定されている場合を除き、そのいかなるものも、その領域内で連合王国の法と規則の強制に影響を与えないことが了解される」という英国外務大臣からロンドンのソ連大使への一九八七年二月二一日の公文と、「ソ連政府は連合王国に対し、上述の公文で要請された正式の約束を与える」という内容のソ連大使から英国外務大臣への同日の公文から成り立っている。

このように配備国は、条約の締約国でないにもかかわらず、これらの二つの法的文書により、現地査察に関連して条約の枠組みの中に取り入れられている。

5 現地査察の種類と目的

この条約では、条約義務の検証手段として広範な現地査察が認められている。現地査察はそれぞれの目的にしたがって、以下の六種類のもので定められている。

(1) 基礎査察 (base-line inspection)

基礎査察は、条約発効日現在のミサイル、発射基、支援構造物および支援装置の数その他のデータを、条約発効後三〇日から九〇日の間に、検証するためのものである。基礎査察はすべてのミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設(ミサイル生産施設を除く)で実施することができる。これにより廃棄手続きの出発点としてのデータが確認され、その後の廃棄の手続きにおいて、継続的にミサイルシステムを追跡できるのである。

査察団は一〇人以内で一時に一〇の査察団が活動できる。これは多くの査察地を六〇日以内にすべて査察するために認められたものである。

(2) 施設閉鎖査察 (close-out inspection)

施設閉鎖査察は、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設(ミサイル生産施設を除く)において、そこからすべてのミサイルシステムが取り除かれ、そこでの活動が停止されたことを検証するために、通告された廃棄予定日から六〇日以内を実施することができる。査察団は一〇人以内で組織される。

(3) 短い通告による査察 (short-notice inspection)

短い通告による査察は、条約発効後一三年間にわたって実施できる。その回数は、最初の三年間すなわちミサイルシステムが廃棄される間は年間二〇回、その後の五年間は年間一五回、そして最後の五年間は年間一〇回である。この査察の第一の目的は、条約発効後九〇日たつてから、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設（廃棄施設とミサイル生産施設を除く）を査察し、実際に存在するミサイル、発射基、支援構造物および装置が、通告されているデータに一致するかどうかを確認することである。これは条約発効後、基礎査察の期間が終了した後、廃棄が行なわれる三年間に実施されるものである。

この査察の第二の目的は、すでに廃棄または閉鎖されたと通告されている以前のミサイル実戦配備基地および以前のミサイル支援施設（以前のミサイル生産施設を除く）を査察し、すでに廃棄または閉鎖された元の基地や施設で条約に違反する活動が行なわれていないことを確認することである。いずれの場合も査察団は一〇人以内で組織される。

これらの査察で留意すべきであるのは、ミサイル生産施設がすべて査察の対象から除外されていることである。ソ連はミサイル生産工場を査察することを提案していたが、米国により拒否されている。ミサイル生産施設に対しては、以下に述べる出入口の監視が実施される。

(4) 生産施設出入口の監視 (portal monitoring of production)

一定のミサイル生産施設の出入口の監視は、条約発効後一三年間にわたって継続的に実施される。ミサイル生産施設の内部は、安全保障上の理由から現地査察の対象とはなっていない。ここで規定されているのは、ミサイル生

産施設の内部ではなく、その施設の周辺地域および出入口を監視し、その出入口で工場から搬出されるミサイルが条約で禁止されたものではないことを確認するためのものである。

基本的には、条約対象であるソ連のSS20ミサイルの第一段と条約対象でないSS25ミサイルの第一段が外見上類似しているため、SS25ミサイル生産施設においてSS20が生産されるのを防ぐためである。条約発効時においては、ソ連のウドムルト共和国のヴォトキンスク機械製造工場が米国の監視の対象となる。この工場は、以前SS20をも生産していた施設である。

米国はこのような類似のミサイル段を生産していないが、相互性の観点から、以前パーシングIIが生産されていたユタ州マグナのハーキュリーズ第一工場の出入口において、継続的監視がソ連により実施される。この工場では、MXおよびトライデントのミサイルも生産されている。この継続的監視の査察団の人数は三〇人以内である。

(5) 廃棄過程査察 (elimination inspection)

廃棄過程査察は、廃棄施設におけるミサイル、発射基、支援装置の廃棄を現地査察するものである。発射の手段によりミサイルを廃棄する場合の査察もこれに含まれる。これは、廃棄手続きが廃棄議定書に規定された通りに実施されているかを観察により検証するためのものである。現地査察を実施する査察官が廃棄過程の完了を決定する。査察団の人数は二〇人以内である。

この廃棄過程査察は義務的なものであり、締約国は相手国の廃棄過程を観察し、廃棄過程の完了を決定しなければならない。廃棄過程査察以外の五種類の査察は、査察を実施する締約国の権利として規定されており、それらの査察は義務的なものではない。廃棄過程査察のみが義務的となっているのは、ミサイルシステムの廃棄が本条約の

中心的義務であり、廃棄が実際に行なわれたかどうかが条約の目的達成に不可欠であると考えられたからである。

(6) その他の廃棄査察

その他の廃棄査察として、ミサイル、発射基、支援装置の紛失または偶発的廃棄、または静止的展示の方法による廃棄の場合に、その事実を確認するために現地査察を実施する権利が規定されている。さらに訓練用のミサイルシステムの廃棄過程の完了を確認するために現地査察を行なう権利が認められている。査察団の人数は二〇人以上である。⁽⁶⁾

6 現地査察の実施

(1) 基礎査察、施設閉鎖査察および短い通告による査察

これらの査察を実施する場合には、査察締約国は入国地点到着の⁽⁷⁾一六時間以上事前にその旨を被査察締約国に通告する。基礎査察の場合には到着推定時刻の四時間から四八時間以内に、それ以外の場合には四時間から二四時間以内に、査察締約国は査察地を特定する。被査察締約国は、査察地が特定されてから九時間以内に、査察団が査察地に到着できるようにしなければならない。査察時間は二四時間であり、八時間の延長の可能性が認められている。

査察活動として、査察団はミサイル、段、発射基を外部から視覚により査察し、ミサイルを含んでいるコンテナを外部から観察する。ミサイルを含みうるほど大きいが含まないと宣言されたコンテナは重量を測定し、視覚により内部を観察する。条約に関係しないミサイルのコンテナは外部から視覚により査察する。構造物のスペースは視覚で内部を査察し、ミサイル等を輸送するあらゆるビークルを査察する。

査察報告書は、査察活動終了後二時間以内に、査察団の長から国内護衛官のメンバーに提出され、両者がそれに署名し、両国が一部ずつ保有する。

(2) 生産施設出入口の監視

締約国は、特定された生産施設のまわりに周辺監視地域を設定し、出入口 (portal) を一つ指定する。査察締約国は、その出入口に継続的監視システムを設置し、そこから搬出されるミサイルまたは段の重さと大きさを測る権利をもつ。

測定の結果、被査察締約国の中距離 GLB M またはその最長の段より重くもなく大きくもないものは、それ以上の査察に従わない。それらより重くかつ大きいもので、ミサイル等を含んでいないと宣言された場合には、査察団はその内部を査察する権利をもつ。視覚的観察または大きさの測定によりそれらを含むほど大きなコンテナ等がない場合には、それ以上の査察に従わない。またそれらと同じかまたはより重くかつ大きいもので、ミサイル等を含んでいると宣言された場合には、査察団はミサイルまたは段を含むと宣言された発射容器またはコンテナの重さと大きさを測定し、その中に含まれるミサイルまたは段を見る権利を有する。その際にミサイル段の長さと同様に測定する。

査察報告書は、各月の終わりから三日以内に、その一月間に出入口を出ていったピークルおよびその査察活動について査察団の長から国内護衛官に提出される。報告書には両者が署名し、各締約国が一部ずつ保持する。

(3) 廃棄過程査察

被査察締約国は廃棄施設における廃棄については三〇日以上事前に、発射による廃棄については一〇日以上事前

に通告し、査察締約国は入国地点到着の七十二時間以上事前に通告する。査察活動は、まず査察官に廃棄活動のスケジュールが与えられ、査察官は廃棄される種目の数とタイプをチェックした後、個々の廃棄手続きの実施を観察する。手続きを逸脱している場合には、国内護衛官の注意を喚起する。発射による廃棄の場合には、査察官は安全な場所から、視覚的観察によりミサイルの発射の完了まで観察する。

紛失または偶発的廃棄および静止的展示の場合には、被査察締約国がその旨を四八時間以内に通告し、その後六〇日以内に査察が行なわれる。査察団は現地において実際にそれらが廃棄されたことを確認する。査察報告書は、査察終了後二時間以内に査察団の長から国内護衛官に提出される。両者の署名の後、両国が一部ずつ保持する。

7 自国の検証技術手段

(1) 自由な使用と妨害・秘匿の禁止

自国の検証技術手段による軍縮関連条約の検証は、伝統的な検証方法であり、条約に明示の規定がない時から部分的核実験禁止条約など——実施されてきたが、SALT I 条約すなわち ABM 条約において条約中に明記され、SALT II 条約においても同様の規定が置かれた。これは主として偵察衛星による宇宙空間からの検証を意味するが、それ以外にも相手国の協力なしに収集する情報なども含まれる。

この条約は自国の検証技術手段の自由な使用を認めるとともに、偵察衛星などによる検証を妨害したり、その検証を無効にするような秘匿手段を用いることを禁止している。

上述の現地査察による検証は、本条約の大きな特徴であり、新しい発展として高く評価すべきものであるが、そ

の現地査察は宣言された施設に限定されるため、従来からの自国の検証技術手段がその役割を果たす部分はまだまだ多くなる。カルーチ (F. Carlucci) 国防長官も、「ソ連が INF 条約を遵守しているかどうかを監視するわれわれの基本的な能力は、自国の検証手段にある。しかし、これらの手段は、先例のない協力的検証措置により補完されるであろう」と述べているように、現地査察が認められたからといって自国の検証技術手段の重要性が減少するものではない。

(2) 基地観察の協力措置

この協力措置は、自国の検証技術手段による観察を促進するためのものであり、短い通告により相手国の協力を得て実施されるものである。時期は条約発効後三年間、その間に戦略攻撃兵器を削減し制限する条約が発効する場合はそれまでの期間である。対象となるのは、五五〇〇キロメートルを超える射程をもつ道路移動式 GLBM の配備基地であり、条約発効時においてはソ連の SS 25 ミサイルを指している。これは、SS 25 の配備基地に SS 20 が配備されていないことを確認するために、米国が強く求めた措置である。

この協力措置は以下のように実施される。まず検証国は協力措置が実施されるべき配備基地について協力措置を要請する。この要請は核危機軽減センターを通じて通報される。次に被検証国はその請求後六時間以内に協力措置を開始し、一二時間経過するまで実施する。協力措置の内容は、その基地にある発射基のための固定式構造物の屋根を開き、固定式構造物から発射基上のミサイルを取り外し、発射基の上にあるミサイルを見えるようにし、その状態を六時間維持することである。それは年間六回要請できるが、同時に複数の配備基地について要求することはできない。

この措置は、相手国の領域に実際に入り込んで実施する現地査察とは異なり、相手国の領域外から実施する従来
 の自国の検証手段であるが、短い通告によりその検証手段に協力するという新しい要素を含む措置であり、今後の
 戦略兵器削減条約の検証にも先例としての役割を果たすであろうと考えられる。

8 特別検証委員会 (Special Verification Commission)

米ソ両国はまた、この条約の実施に関連して特別検証委員会を設置している。その委員会は、引き受けた義務の
 遵守に関する問題を解決するため、およびこの条約の有効性と実効性を改善するために必要な措置に合意するため
 に、いずれかの締約国が要求する場合に開かれる。パノフスキー (W. Panofsky) が、「INF条約に含まれる検証
 手続きは、広く公表された新しい現地査察様式を取り入れているが、技術的には、遵守に関する紛争が生じる余地
 を多く残している。そのような見解の相違は、互いに非難しあうのでなく問題解決の精神をもつて処理されるべき
 である」と主張しているように、直接の話し合いにより問題を解決する必要がある。

SALT諸条約においては、常設協議委員会 (Standing Consultative Commission) が設置されており、この特別
 検証委員会とほぼ同じ任務を与えられていた。一九七〇年代には、このSCCは条約の解釈や実施に関して生じる
 問題をうまく解決してきたが、一九八〇年代に入ってこの委員会はうまく機能しなくなった。またレーガン政権は
 違反問題との関連でこの委員会を利用しなかった。

このような状況において、実質的にはSCCと同じであるが、米国が以前の政権との連続性を嫌い、新たな出発
 が有益であると考えたため、新しい委員会が設置された。しかし、ABM条約に関してはまだSCCが有効に存在

しているので、軍縮条約に関連して、米ソ間に二つの委員会が並存することになる。

この条約に関連するもう一つの機関として、核危機軽減センター (Nuclear Risk Reduction Center) がある。このセンターはINF条約により設置されたものではなく、信頼醸成措置の一つとして一九八七年九月一五日に署名され発効した協定により設置されたものである。INF条約は、条約の実施に関して米ソ間で多くの情報の交換や通告を定めているが、これらの通告はすべてこの核危機軽減センターを通じて行なわれる。

- (1) *Survival*, Vol. XXIX, No. 4, July/August 1987, pp. 363-364.
- (2) Viktor Karpov, "Geneva: Time for Decision", *International Affairs* (Moscow), July 1987, pp. 3-4.
- (3) Sanford C. Reback, "Verifying INF", *The World Today*, July 1987, p. 113.
- (4) 米国は、第一一条六項の継続的監視を行なうソ連の査察官七名とその他の査察を行なう査察官一名に対し、スパイの疑いがあるとしてその入国を拒否した (*International Herald Tribune*, July 23-24, 1988)。
- (5) ソ連、東ドイツおよびチェコスロバキアとの間でも、同様の配備国協定が一九八七年二月一日に署名されている。
- (6) これらの査察以外に、米ソ両国の一九八七年二月七日の交換公文において、ソ連のSS4 (R12) ミサイルのための以前のサイロ発射基を六回現地査察する権利が米国に認められている。
- (7) 入国地点として指定されているのは以下の通りである。米国——ワシントンD・C、サンフランシスコ、ベルギー——ブラッセル(ナショナル空港)、西ドイツ——フランクフルト(ライン・メイン空軍基地)、イタリア——ローマ(シヤピノ)、オランダ——シホール、英国——RAFグリーナムコモン、ソ連——モスクワ、イルクーツク、東ドイツ——シュ

コイデッツ空港、チェコスロバキア——ルジヌ・ナショナル空港。

- (8) Testimony by Secretary of Defense Carlucci before the Senate Foreign Relations Committee, February 1, 1988.
- (9) Wolfgang K. H. Panofsky, "Limited Success, Limitless Prospects", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 44, No. 2, March 1988, p. 35.
- (10) Testimony by Kampelman before the Senate Foreign Relations Committee, January 26, 1988.

六 INF条約と軍縮国際法

1 NPT体制との関連

一九六〇年代後半に核兵器の拡散を防止するための体制が成立した。⁽¹⁾ このNPT体制は、非核兵器国に対し核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止したが、核兵器国自身の核活動にはまったく規制を加えなかった。そのような義務の不均衡を核軍縮により矯正していこうというのが、NPT条約第六条に規定された核軍縮交渉の義務である。

INF条約は、その前文において、「核兵器不拡散条約第六条の義務に留意し」ており、米ソ両国はこの条約をNPT条約第六条の義務の履行として位置づけている。その点から考えるならば、この条約はNPT体制の強化のための一つの措置として一定の評価が与えられる。

核兵器国による核軍縮の進展状況は五年ごとに開催されるNPT再検討会議で審議されており、一九八五年の会議でも核兵器国に対する鋭い批判が存在した。NPT体制は新しい核兵器国の出現を防止することで国際の平和と安全に重要な役割を果たしているが、非核兵器国がそのアンバランスな義務を受け入れ続けるかどうかは、核兵器国の核軍縮の進展に依存している。その意味でこの条約は、NPT体制の強化に一定の役割を果たしている。

2 SALTPプロセスとの関連

米ソ両国の戦略兵器に関連して、一九七〇年代を通じて戦略兵器制限交渉(SALT)が行なわれ、いくつかの条約が生み出された。このプロセスは、八〇年代に入って戦略兵器削減交渉(START)と名称を変更しつつ継続されている。この交渉で戦略攻撃兵器の五〇%削減に原則的合意が存在するものの、条約が締結されるためにはまだ乗り越えなければならぬ多くの困難が横たわっている。

他方、一九七二年に署名され発効したSALTⅠ暫定協定は一九七七年に期限切れで失効し、一九七九年に署名されたSALTⅡ条約は米国が批准しなかったため、正式には発効していない。もともと米ソ両国とも、相手国がそれを遵守することを条件として条約を遵守するという声明を行ない、事実上それらの条約の中心的内容は遵守されてきた。しかし、一九八六年五月になって米国はSALT条約を遵守しないという意思を表明し、一月にはALCMを装着した一三一機目のB52を配備し、実際にSALTⅡ条約の規制を突破した。

このような状況においてINF条約が締結されたのであるが、INF条約により除去されるミサイルの標的であったものは、すべてそれより射程の長い戦略兵器で攻撃が可能であるし、戦略兵器に対する規制も厳格な法的効

力をもっていないと考えられるので、INF条約で除去される分を戦略兵器で補完することも可能である。

バーコウィッツ (B. Berkowitz) はこの点を鋭く指摘し、「多くの解説者が見逃している単純な事実により、この条約は効果のないものになるだろう。すなわち米国もソ連もはやSALTに拘束されておらず、INF条約により放棄する中距離戦力の代わりに戦略兵器を追加し改善することができる。……米国は明示的にSALTⅡを廃棄したので、ソ連当局もその条約にもはや拘束されないと考えていると推論することは合理的である。このような状況であるので、INF条約は無意味である」と結論している⁽²⁾。

したがって、INF条約の意義を損なわないためには、SALT諸条約の遵守が不可欠なものになる。特にSALTにおいて実質的な削減に合意するためにも、そのことが必要になる。ウォーレンキ (P. Wanke) も、「SALTⅠ暫定協定とSALTⅡ条約の現存の規制は、一年以上前にレーガンにより明示的に拒絶された。これらの制限を遵守するという政治的約束を米国政府が拒絶したので、ソ連も同様のことをする自由をもつことになる。……SALT交渉および戦略攻撃兵器を大幅に削減する合意は、米ソ両国が以前に交渉されたABM条約とSALTⅡ条約の遵守を再び約束する場合にのみ、うまく進展するだろう⁽³⁾」と述べ、SALTプロセスにおける合意の再遵守を主張している。

これらの見解に関連して、レーガン政権の軍縮顧問であるニッツ (P. Nitze) は、SALT条約が完成するまで戦略兵器を凍結すべきではないかという質問に対し、「凍結はきわめて効果のないものである。凍結はSALT条約を達成する可能性を減少させるであろう」と答え、一般論としては、INFの目標がソ連の戦略システムにより攻撃されうるといふ事実により、INF条約の有用性は制限されることに同意しながらも、SALT条約が

なくとも、SS20は命中精度が良く飛行時間が短いのでINF条約は一定の意義をもつことを強調している。⁽⁴⁾

SALTプロセスに関連するもう一つの側面は戦略防衛であり、一九七二年のABM条約は戦略弾道ミサイルに対する防衛を最小限に制限している。この条約は正式に効力をもつ無期限のものであり、米国の戦略防衛構想(SDI)との関連で重要な問題が生じている。米政府はABM条約の新しい解釈を打ち出すことにより、ABM条約とSDIとの衝突を将来に延期しようとしているが、ABM条約は新しい技術にもとづく宇宙配備の防衛システムの配備のみならず、それらの実験と開発をも禁止しているという伝統的な解釈が正しいのであり、これらの点からもSALTプロセスが侵食されつつある。また米国は、ソ連のクラスノヤルスクのレーダーがABM条約の違反を構成すると主張している。

この点について、ハイランド(W. Hyland)は、「ABM条約が崩壊し、SDI競争が開始された場合に、INF条約が存続しうると考えることは困難である。係争中の他の問題からこのように分離されていることは、この新しい条約の大きな欠陥である」と述べ、INF条約の存続のためにABM条約の存続が不可欠であることを強調している。

このように、特に最近になって、SALTプロセスにおいて締結された諸条約がきわめて不安定な状態に置かれており、戦略兵器に関する規制が崩壊の方向に進んでいる。今署名され発効したINF条約も、米ソ両国による交渉の成果であり、SALTプロセスの延長線上に位置するものであるが、SALT諸条約が厳格に遵守されてはじめてその意義を十分に發揮できるものである。したがって、INF条約の有効性のためにも、SALT諸条約の厳格な遵守が必要になる。

3 INF条約による規制の意義

この条約は、以前のSALT諸条約のように上限を設定したり、現状維持を定めたりするのではなく、実際に一つのカテゴリーのミサイルシステムを削減し、全廃するものであり、一般にINF全廃条約と呼ばれている。この点は特にレーガン大統領も強調しており、この条約は、世界全体において一つのクラスのミサイルシステム全体を削減することに米ソ両国が合意した最初のものであると述べるとともに、従来の軍備管理条約ではなく、軍備削減条約であると説明している。

米政府が強調しているもう一つの側面は、ソ連が優位にあるきわめて不均衡な出発点から削減が達成された点である。この点について交渉団の長であったグリットマン (M. Giltman) は、米国が交渉の基本原則としていた「平等な権利と制限」との関連において、「この原則はいまやINF条約のなかに完全に取り入れられた。その焦点は、平等な削減ではなく米ソ間の平等な結果である。実際、その性質からして、この条約は不均衡な削減により平等なレベルに至るといふ先例を強化するであろう」と述べ、この不均衡な削減という方式が他の分野でも用いられるべきであるという期待を表明している。

この条約は中距離核戦力を全廃するものとして高く評価されているが、この点はいくつかの側面から深く吟味する必要がある。中距離核戦力と一般に言われながらも、この条約は中距離核戦力のすべてをカバーしているわけではない。まず第一に、対象はミサイルに限定されているので、中距離の航空機はまったく規制されていない。中距離核戦力問題の端緒は米国の前進基地システムであり、交渉の初期においては航空機をも含めた提案が出されてい

たが、この条約では航空機に対する規制は達成されなかった。

第二に、中距離ミサイルのうち地上配備のもののみが規制の対象となっているため、航空機配備とともに海洋配備のミサイルは含まれない。特にSLCM(海洋発射巡航ミサイル)の配備が進行している時点において、これに対する規制がまったくないことは、INF条約の価値を大きく減少させるものである。ロートブラット(J. Rothbar)は、「INFは確かに称賛すべきものであるが、もし核兵器の一層の開発の凍結、少なくとも禁止される兵器と同じ射程のもの凍結を伴っていたならば、この条約はもつと価値のあるものとなっていただろう。そのような凍結を伴わないので、近代化という口実の下で爆撃機あるいは潜水艦から発射されるこのクラスの兵器の増強へと導くだろう」と述べ、この抜け穴を指摘している。

さらにこの条約は地上配備の中距離ミサイルシステムを全廃するにもかかわらず、そこに搭載されていた核弾頭は廃棄されない。核弾頭はミサイルシステムが廃棄される前に取り外され、米ソ両国の貯蔵庫に入れられる。交渉では、兵器として他国に危害を加えるのは核弾頭であるから、核弾頭を削減の基準としなければならないことに合意されたにもかかわらず、条約では核弾頭はまったく削減されないばかりか、それが他の兵器体系において利用される可能性があるのである。

したがって、この条約により世界中の核弾頭の数が増減するわけではない。一定のミサイルシステムは実際に廃棄されるが、核弾頭は維持され、他のシステムに利用されるという状況は、この条約の価値を大きく損なうものである。この点は多くの学者により批判されているが、パノフスキー(W. Panofsky)は、「軍備管理のプロセスは核運搬手段から核兵器に対する資源全体への制限に拡大されなければならず、それは軍事目的の核分裂性物質に対す

る制限により行なうべきである」と主張している。⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾

4 INF条約による検証・査察の意義

レーガン大統領は、上院への条約送付の書簡において、検証・査察に関して以下の三点を強調している。(1)この条約は、遵守の検証を促進するため、一定の施設の継続的監視を含む包括的な現地査察の規定を含んでいる。(2)米ソ間の以前の軍備管理条約におけるよりもっと広い範囲において、遵守の検証を容易にするために、詳細な情報⁽¹¹⁾が当事国により交換されたし、交換され続ける。(3)米ソ両国は、自国の技術手段による検証を促進するための協力措置に合意した。

レーガン政権は、その政権発足以来、以前の政権の下で締結された軍備管理・軍縮条約に対するソ連の違反を鋭く追及し続け、以前の諸条約の検証規定の不備を指摘していた。SALTプロセスにおいて、一九七〇年代の政権は、「十分な検証 (Adequate Verification)」という概念を用いていた。この概念は、ソ連がその違反から重大な軍事的利益を得ることができるとより前に、米国がソ連の違反を探知しそれに対応しうるのに十分な検証措置を意味していた。⁽¹¹⁾

レーガン政権はこの「十分な検証」という概念を放棄し、その代わりに「効果的な検証 (Effective Verification)」という概念を採用した。ニッツ (P. Nitze) は、INF条約の上院での公聴会において、効果的な検証とは、「もし相手国が軍事的に重大な方法でこの条約の制限を越えた場合に、われわれがそのような違反をすぐに探知でき、効果的にそれに対応でき、その結果、相手国が違反の利益を獲得できないようにするもの」⁽¹²⁾を意味すると述べている。

概念の上ではそれほど大きな差異はみられないが、効果的な検証は十分な検証よりもより多くの検証を要求するものであり、I N F 条約においてはさまざまな現地査察が採り入れられた。この条約で現地査察が採用されたことは、それまで自国領域への現地査察を原則的に拒否していたソ連の大幅な政策の転換を意味している。今回の条約が成立した一つの要因は、これらの大幅な現地査察が受け入れられたことである。またその前提として、米ソ両国の核戦力に関する詳細なデータが公表されたが、この事実も大きな意義をもっている。このような軍事的情報の公開の方向は、軍縮問題の進展にも好影響を与えるであろう。

検証措置の手段として現地査察が広く認められているが、この現地査察の受け入れによりすべての検証問題が解決されるわけではない。この条約において現地査察が認められているのは、査察国が希望するあらゆる場所ではなく、了解覚書に明記されている「宣言された」施設のみである。したがって、「宣言されていない」施設においては、相手国に違反の疑いがある場合でも、現地査察が認められるわけではない。査察が完全なものであるためには、いつでもどこでも自由に相手国の拒否権なしに査察できることが必要になるが、そのような完全な現地査察は、米ソ両国の安全保障上重要な施設も査察されることになるので、受け入れられるものではなかった。⁽¹³⁾

この点について、グレイビール (S. Graybeal) とクレポン (M. Krepon) も、宣言された施設に対する定期的な査察は好ましいものであるが、違反の可能性が存在するあらゆる施設へのチャレンジ査察を認めると、それに付随する危険の方が大きくなるので好ましくないという見解を示している。⁽¹⁴⁾したがって、この条約においても、一定の範囲において現地査察が認められているだけであり、従来の自国の検証技術手段が依然重要な役割を果たすことが期待されている。

5 今後の軍縮の進展

今回のINF条約の締結により、米ソ関係が改善の方向に向かい、国際社会全体も緊張緩和の方向に向かっていることは確かである。特に一つのカテゴリーの核兵器システムを全廃し、現地査察を含む厳格な検証を導入したことは、今後の軍縮交渉の進展に大きな希望を与えるものである。

しかし、これまでの軍縮条約の一つの特徴となっていた「軍縮交渉の義務」がこの条約には含まれていない。この点について、米国の交渉者であったカンベルマンは、交渉の最後までソ連がINFに引き続く交渉を条約に規定することに固執したこと、その主要な要素は核・非核両用の航空機であったことを明らかにしている。¹⁵ それにもかかわらず条約に交渉継続義務とその交渉の内容が規定されなかったことは、米ソ間において、次にどの問題を取り上げるかで一致がみられなかったことを示している。

今回のINF条約により中距離の地上配備のミサイルが廃棄されるが、次に交渉の対象となるのは、中距離の航空機なのか、中距離のその他のミサイルなのか、あるいは射程五〇〇キロメートル以下の地上配備のミサイルなのか、さらに東西間で不均衡が存在すると言われている通常兵器なのか。これらの点について米ソ間に合意はまだ存在していない。このように次に取り上げるべき交渉の対象について合意がみられないことは、引き続き交渉がすぐに始まる可能性が少ないことを意味している。

さらにINF条約の署名・批准と進むなかで、INF条約による削減を埋めるための近代化が議論されている。¹⁶ この点について、トーション(U. Thorsson)は、「私はヨーロッパのNATO諸国の反応を心配している。……一

方で核兵器体系を廃棄しながら、それを補完するために他の核兵器体系を強化しようとするのはまったく馬鹿げたことであるように思える⁽¹⁷⁾と鋭く批判している。

米ソ間においては、INF交渉と並行して戦略攻撃兵器に関してSTART交渉が継続されている。戦略攻撃兵器の削減について、基本的な大枠についてはすでに合意が存在しているが、個々の詳細な点ではまだまだ多くの交渉を必要としている。さらにINF条約において画期的な検証措置が取り入れられたが、START条約においてはそれよりもさらに複雑な検証問題が生じるであろう。START条約それ自身の作成についてこのように多くの問題が残されている。

さらに戦略攻撃兵器と直接関連してくるのが戦略防衛である。一九七二年のABM条約において戦略防衛に対する制限が課せられたにもかかわらず、米国の戦略防衛構想(SDI)は、ABM条約の基本的理念に真つ向から挑戦するものである。戦略攻撃兵器と戦略防衛措置は相対的な関係にあるので、SDIの進展を認めながら戦略攻撃兵器を削減することはきわめて困難であろう。

今回のINFの締結は、米ソ両国の核戦力の削減をもたらし、長い間停滞していた軍縮交渉に久しぶりの成果をもたらしたものである。他の軍縮交渉にも好影響を与えるものと考えられるが、それぞれの交渉がそれぞれの固有の問題点を抱えているので、他の分野における軍縮交渉が成果を達成するには多くの困難を乗り越える必要があるだろう。

(1) NPT体制が成立して以来、核兵器不拡散条約には一三〇カ国以上が署名し、新しい核兵器国の出現は抑制されている

- が、米ソ英仏中の五カ国の外に、インド、イスラエル、南アフリカおよびパキスタンはすでに核兵器を保有していると一般に考えられている。さらにブラジルとアルゼンチンも核兵器の開発に進んでいると伝えられている。これらの諸国はNPT条約など核兵器不拡散体制を形成している条約に参加しておらず、第三世界における核兵器の拡散が危惧されている。
- (2) Bruce D. Berkowitz, "An INF Treaty Discredits Arms Control and Promotes Conflict", *Orbis*, Vol. 31, No. 4, Winter 1988, p. 120.
- (3) Paul C. Warnke, "INF Treaty A Good Start", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 44, No. 2, March 1988, p. 20.
- (4) "An Interview with Paul H. Nitze: The Final Steps to an INF Treaty", *Arms Control Today*, Vol. 17, No. 8, October 1987, p. 4.
- (5) この問題については、黒沢満「ABM条約の解釈とSDI」『法政理論』第二〇巻第三号、四七頁—一四頁参照。
- (6) William G. Hyland, "Reagan-Gorbachev III", *Foreign Affairs*, Vol. 66, No. 1, Fall 1987, p. 19.
- (7) Testimony by Maynard W. Glitman before the Senate Foreign Relations Committee, January 26, 1988.
- (8) Joseph Rotblat, "British Fret About 'Vulnerability'", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 44, No. 2, March 1988, p. 21.
- (9) Wolfgang K. H. Panofsky, "Limited Success, Limitless Prospects", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 44, No. 2, March 1988, p. 36.
- (10) INF条約にきわめて懐疑的な元国防総省事務次官補のギャフニーは、(1)ソ連はSS25を生産できるので、主要なINFシステムであるSS20のミサイル段の生産を継続することが許されていること、(2)ソ連は移動式ミサイル発射基を平和目的に変更することにより維持できること、(3)ソ連は発射による廃棄により事実上の飛行実験を行なえることにより、ソ連がSS20を維持することは容易にされており、許された活動と禁止された活動を区別する米国の偵察は困難にされてい

- るのび、ン連がINF条約に違反する可能性は増大するであろうと述べている (Frank J. Gaffney, Jr., "The INF Treaty and its Shadows over the START Negotiations", *Strategic Review*, Vol. 11, No. 2, Spring 1988, pp. 35-40.)。
- (11) Sanford C. Reback, "Verifying INF", *The World Today*, July 1987, p. 113.
- (12) Testimony by Paul H. Nitze before the Senate Foreign Relations Committee, January 28, 1988.
- (13) Lynn E. Davis, "Lessons of the INF Treaty", *Foreign Affairs*, Vol. 66, No. 4, Spring 1988, pp. 728-729. 何かしキャンニーは「INF条約に関するン連の違反を不便で、高価で、したがって魅力のないものにするという希望を米国がもつべきであるならば、疑惑のある場所に対する査察制度が不可欠である」という見解を示している (Frank J. Gaffney, Jr., *op. cit.*, p. 38.)。
- (14) Sidney N. Graybeal and Michael Krepon, "The Limitations of On-Site Inspection", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 43, No. 10, December 1987, pp. 22-26.
- (15) Testimony by Kampelman before the Senate Foreign Relations Committee, January 16, 1988.
- (16) INF条約以降のNATOの近代化として以下のものが提案されている。(1)ヨーロッパ沿岸に核巡航ミサイル搭載の米国の潜水艦または水上艦を追加配備する。(2)核巡航ミサイル搭載の水上艦からなるNATO戦力を創設する。(3)ヨーロッパの核・非核両用航空機の数を増加する。(4)英国に核搭載F15を追加配備する。(5)ヨーロッパに核ALCM搭載の航空機を配備する。(6)ヨーロッパにALCM搭載のB52爆撃機を配備する。(Lewis A. Dunn, "NATO after Global Double Zero", *Survival*, Vol. XXX, No. 3, May/June 1988, p. 207.)
- (17) Inga Thorsson, "Who Needs Summit Anyway?" *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 44, No. 2, March 1988, p. 37.

むすび

INF条約は一九八八年六月一日に効力を発生し、その後、条約規定に従い、米ソ両国のミサイルシステムの廃棄が開始され、またさまざまな現地査察が実施されている。以前の軍縮諸条約のように現状維持的なものと異なり、この条約はミサイルシステムの廃棄という積極的な作為を要求するものであるから、条約が批准されその内容が実施されていることは高く評価すべきことである。

軍事的側面からみた場合、この条約は一定のカテゴリのミサイルシステムを全廃するものであり、その点で以前の諸条約と異なり、大きな特徴をもつものである。しかしながら、すでに検討したように、その範囲はきわめて限定されたものである。核兵器システム全体の中で占める割合も数パーセントに過ぎない。またこの条約の規律する範囲においては軍備の縮小が実施されるが、他の分野では軍備の拡張が継続している状況であり、軍備縮小と軍拡競争が同時に行なわれているのが現状である。

したがって、この条約が軍事的な側面からみて、軍縮への第一歩となるためには、他の分野における軍縮、特に戦略兵器の分野における大幅な軍縮を必要とする。それが行なわれない限り、この条約の軍縮としての意味はほとんど存在しないものと考えられる。

次に政治的側面からみた場合、この条約は大きな意義を有していると考えられる。それは条約交渉過程の検討で明らかにしたように、条約締結に向けての政治的意思が条約作成のための基本的要請であるからである。一九七〇

年代終わりから八〇年代前半にかけて、米ソ両国の間には鋭い政治的対立が存在し、国際社会全体において平和と安全保障が危険にさらされる状況が続いていた。

その状況が、このI N F条約の締結により大きく変えられ、米ソ両国の間のみならず、国際社会全体において緊張緩和の状況が生じてきている。このことは、米ソ両国が関連する他の諸問題も解決に向けて進展していることにも現れている。この条約のもつ政治的意義は大きいものである。

さらに法的側面からみた場合、この条約は以前の軍縮諸条約と比較して、さまざまな新しい方式を導入している。たとえば軍事的情報の交換を義務づけ、ミサイル等の廃棄手続きを詳細に規定し、条約の遵守を検証するための現地査察の制度を広く導入している。これまで軍縮交渉のネックとなっていたこれらの問題が、この条約でうまく法的に処理されていることは、現代軍縮国際法の発展にとっても大きな意義を有している。

そしてこの条約で規定されている法的様式が今後の軍縮条約に適用されることも予想される。すなわち今後の軍縮条約の一つのモデルとしての位置をも占めるであろう。

I N F条約は無期限の条約であり、その義務は無期限に続くが、基本的な義務である廃棄の過程は三年で終了する。それ以降条約違反が起らないよう監視することも重要であるが、この条約の中心は廃棄過程にあるので、この三年間において条約がどのように履行されていくかが最大の関心事になる。この三年間に条約に規定された廃棄過程あるいはそれらに対する検証措置がうまく作用しなければ、この条約は軍事的にはもちろん、政治的にも法的にも積極的な意義をもたなくなる。逆にこの三年間に条約に規定された通りに条約義務が履行され、条約の解釈または適用に関して紛争も起こらず、またはかりに起こった場合にも条約に規定されたメカニズムを通じて解決され

るならば、この条約は後の軍縮条約のモデルとして、また軍縮への第一歩としての役割を果たすことになるだろう。

(一九八八・九・五)

中距離および短射程ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約

一九八七年二月八日署名(ワシントン)

一九八八年六月一日発効

アメリカ合衆国およびソビエト社会主義共和国連邦(以下「締約国」という)は、

核戦争がすべての人類に破滅的な結果をもたらすことを認識し、

戦略的安定性を強化するという目的に導かれ、

本条約に規定された諸措置が、戦争勃発の危険を減少し国際の平和と安全を強化するのに寄与することを確信し、ならびに核兵器の不拡散に関する条約の第六条の下における義務に留

意し、

以下のとおり協定した。

第一条【基本的義務】 各締約国は、本条約ならびにその不可

分の一部を構成する了解書および議定書の規定に従い、中距離および短射程ミサイルを廃棄し、その後そのようなシステムを所有せず、ならびに本条約に規定されたその他の義務を履行する。

第二条【定義】 本条約の適用上、

1 「弾道ミサイル」とは、その飛行経路のほとんどが弾道軌道であるミサイルを意味する。「地上発射弾道ミサイル(G L B M)」とは、兵器運搬手段である地上発射弾道ミサイルを意味する。

2 「巡航ミサイル」とは、その飛行経路のほとんどを空力学的揚力の利用により飛行を維持する無人で自己推進力をもつ運搬手段を意味する。「地上発射巡航ミサイル(G L C M)」とは、兵器運搬手段である地上発射巡航ミサイルを意味する。

3 「G L B M 発射基」とは、G L B M を発射するための固定式発射基または移動式地上基地の輸送・起立・発射機構を意味する。

4 「G L C M 発射基」とは、G L C M を発射するための固定

式発射基または移動式地上基地の輸送・起立・発射機構を意味する。

5 「中距離ミサイル」とは、その射程能力が一〇〇〇キロメートルを超えるが五五〇〇キロメートルを超えないGLBMまたはGLCMを意味する。

6 「短射程ミサイル」とは、その射程能力が五〇〇キロメートルに等しいかまたはそれを超えるが一〇〇〇キロメートルを超えないGLBMまたはGLCMを意味する。

7 「配備地域」とは、その中に中距離ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基が実戦配備され、かつその中に一つ以上のミサイル実戦配備基地が存在する特定地域を意味する。

8 「ミサイル実戦配備基地」とは、以下のものを意味する。

- (a) 中距離ミサイルの場合には、配備地域内に存在し、中距離ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基が通常実戦配備され、そのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物も存在し、かつそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置が通常存在する複合施設。

(b) 短射程ミサイルの場合には、いかなる場所にあろうとも、

短射程ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基が通常実戦配備され、かつそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置が通常存在する複合施設。

9 「ミサイル支援施設」とは、中距離または短射程ミサイルならびにそのようなミサイルの発射基に関して、了解覚書で定義されているようなミサイル生産施設または発射基生産施設、ミサイル修理施設または発射基修理施設、訓練施設、ミサイル貯蔵施設または発射基貯蔵施設、実験場、もしくは廃棄施設を意味する。

10 「移送」とは、本条約第九条5項(f)に従って通告されるもので、中距離ミサイルまたはそのようなミサイルの発射基のミサイル支援施設相互間、ミサイル支援施設と配備地域の間、または配備地域相互間の動き、もしくは短射程ミサイルまたはそのようなミサイルの発射基のミサイル支援施設またはミサイル実戦配備基地から廃棄施設への動きを意味する。

11 「既配備ミサイル」とは、配備地域内に存在する中距離ミサイル、またはミサイル実戦配備基地に存在する短射程ミサイルを意味する。

12 「非配備ミサイル」とは、配備地域の外に存在する中距離ミサイル、またはミサイル実戦配備基地の外に存在する短射程ミサイルを意味する。

13 「既配備発射基」とは、配備地域内に存在する中距離ミサイル発射基、またはミサイル実戦配備基地に存在する短射程ミサイル発射基を意味する。

14 「非配備発射基」とは、配備地域の外に存在する中距離ミサイル発射基、またはミサイル実戦配備基地の外に存在する短射程ミサイル発射基を意味する。

15 「配備国」とは、アメリカ合衆国またはソビエト社会主義共和国連邦以外の国で、その領域に締約国の中距離または短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、またはそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物が一九八七年一月一日以降のいずれかの時期に存在する国を意味する。移送中のミサイルまたは発射基は「存在する」とはみなされない。

第三条【現存タイプのミサイル】 1 本条約の適用上、現存タイプの中距離ミサイルは、

(a) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国によりパーシングIIおよびBGM109Gと呼ばれ、ソビエト社会主義共和国連邦にも同様の名称で知られているタイプのミサイル、ならびに

(b) ソビエト社会主義共和国連邦については、ソビエト社会主義共和国連邦によりRSD10、R12およびR14と呼ばれ、アメリカ合衆国にそれぞれSS20、SS4およびSS5として知られているタイプのミサイルである。

2 本条約の適用上、現存タイプの短射程ミサイルとは、

(a) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国によりパーシングIAと呼ばれ、ソビエト社会主義共和国連邦にも同様の名称で知られているタイプのミサイル、ならびに

(b) ソビエト社会主義共和国連邦については、ソビエト社会主義共和国連邦によりOTR22およびOTR23と呼ばれ、アメリカ合衆国にそれぞれSS12およびSS23として知られているタイプのミサイルである。

第四条【中距離ミサイルの廃棄】 1 各締約国は、すべての中距離ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基、ならび

にそのようなミサイルおよび発射基に関連し了解覚書の中に表示された種類のすべての支援構造物および支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後三年以内におよびそれ以降、いずれの締約国もいかなるそのようなミサイル、発射基、支援構造物または支援装置をも所有しない。

2 本条1項を履行するため、本条約の発効と同時に、両締約国はすべてのタイプの既配備および非配備の中距離ミサイルならびにそのようなミサイルの既配備および非配備発射基ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物および支援装置の削減を本条約の規定に従って開始し、各段階の期間を通じて継続する。これらの削減は以下の二段階で実施される。

(a) 第一段階の終わりまでに、すなわち本条約の発効後二
九ヵ月以内に、

- (i) 各締約国の中距離ミサイルの既配備発射基の数は、一七一の弾頭を運搬すると締約国によりみなされるミサイルを一時に運搬しまたは収納できる発射基の数を超えてはならない。

(ii) 各締約国の既配備の中距離ミサイルの数は、一八〇の弾頭を運搬すると締約国によりみなされるそのようなミサイルの数を超えてはならない。

(iii) 各締約国の中距離ミサイルの既配備および非配備発射基の総数は、二〇〇の弾頭を運搬すると締約国によりみなされるミサイルを一時に運搬または収納できる発射基の数を超えてはならない。

(iv) 各締約国の既配備および非配備の中距離ミサイルの総数は、二〇〇の弾頭を運搬すると締約国によりみなされるそのようなミサイルの数を超えてはならない。

(v) 各締約国の既配備および非配備の現存タイプの中距離ミサイルの総数に対してその締約国が所有する現存タイプの既配備および非配備の中距離GLBMの総数の割合は、了解覚書に示されるような一九八七年一月一日現在、その締約国にとってのそのような中距離ミサイルに対するそのような中距離GLBMの割合を超えてはならない。

(b) 第二段階の終わりまでに、すなわち本条約の発効後三年

以内に、各締約国のすべての中距離ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連し了解覚書に表示された種類のすべての支援構造物および支援装置は廃棄される。

第五条【短射程ミサイルの廃棄】 1 各締約国は、すべての

短射程ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連し了解覚書の中に表示された種類のすべての支援装置を廃棄し、その結果、本条約発効後一八ヵ月以内におよびそれ以降、いずれの締約国もいかなるそのようなミサイル、発射基または支援装置をも所有しない。

2 本条約の発効後九〇日以内に、各締約国はすべての既配備短射程ミサイルおよびそのようなミサイルの既配備および非配備発射基の廃棄施設への移動を完了し、それらが廃棄に関する議定書に規定された手続きに従って廃棄されるまでその場所にそれらを保持する。本条約の発効後二ヵ月以内に、各締約国はすべての非配備短射程ミサイルの廃棄施設への移動を完了させ、それらが廃棄に関する議定書に規定された手

続きに従って廃棄されるまでその場所にそれらを保持する。

3 短射程ミサイルとそのようなミサイルの発射基は、同一の廃棄施設に置いてはならない。それらの施設は一〇〇〇キロメートル以上離れていなければならない。

第六条【生産・飛行実験の禁止】 1 本条約の発効時および

それ以降、いずれの締約国も、

(a) いかなる中距離ミサイルをも生産または飛行実験してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射基をも生産してはならない。

(b) いかなる短射程ミサイルをも生産、飛行実験または発射してはならず、そのようなミサイルのいかなる段もしくはそのようなミサイルのいかなる発射基をも生産してはならない。

2 本条1項にもかかわらず、各締約国は二段以上をもつ現存タイプの中距離GLBMの段と外見上似ているが相互交換できない段を使用する本条約で制限されていないタイプのGLBMを生産する権利を有する。ただし、その締約国は現存タイプの中距離GLBMの他の段と外見上似ているが相互交換

できない他のいかなる段をも生産しないことを条件とする。

第七条【計算の基準】 本条約の適用上、

1 ある弾道ミサイルまたは巡航ミサイルが兵器運搬のために飛行実験されまたは配備された場合は、そのタイプのすべてのミサイルは兵器運搬手段であるとみなされる。

2 あるGLBMまたはGLCMが中距離ミサイルである場合、そのタイプのすべてのGLBMまたはGLCMは中距離ミサイルであるとみなされる。あるGLBMまたはGLCMが短射程ミサイルである場合、そのタイプのすべてのGLBMまたはGLCMは短射程ミサイルであるとみなされる。

3 あるGLBMが地球の表面に存在しない目的物を迎撃し反撃するためにのみ開発され実験されたタイプである場合、それは本条約の制限が適用されるミサイルであるとはみなされない。

4 本条約第三条に表示されていないあるGLBMの射程能力は、今まで実験された最大射程であるとみなされる。本条約第三条に表示されていないあるGLCMの射程能力は、その通常様式飛行により燃料を使い尽くすまでの最大距離である

とみなし、その飛行経路を発射地点から着陸地点まで地球の球面上に投射させることにより決定される。射程能力が五〇〇キロメートルに等しいかまたはそれを超えるが一〇〇〇キロメートルを超えないGLBMまたはGLCMは、短射程ミサイルであるとみなされる。射程能力が一〇〇〇キロメートルを超えるが五五〇〇キロメートルを超えないGLBMまたはGLCMは、中距離ミサイルとみなされる。

5 現存タイプの中距離ミサイルまたは短射程ミサイルが運搬する弾頭の最大数は、了解覚書においてそのタイプのミサイルのために表示された数であるとみなされる。

6 各GLBMまたはGLCMは、了解覚書においてそのタイプのGLBMまたはGLCMのために表示された弾頭の最大数を運搬するものとみなされる。

7 ある発射基がGLBMまたはGLCMを発射するために実験された場合、そのタイプのすべての発射基はGLBMまたはGLCMを発射するために実験されたものとみなされる。

8 ある発射基が特定タイプのGLBMまたはGLCMを収納しまたは発射した場合、そのタイプのすべての発射基はその

タイプのGLBMまたはGLCMの発射基とみなされる。

9 現存タイプの中距離ミサイルまたは短射程ミサイルの各発射基が一時に運搬しまたは収納できるとみなされるミサイルの数は、了解覚書においてそのタイプのミサイル発射基のために表示された数である。

10 廃棄に関する議定書に規定された手続きに従う廃棄の場合を除き、以下のことが適用される。

(a) 別々の段として貯蔵されまたは移動されるGLBMについては、中距離または短射程GLBMの最長の段が完全なミサイルであると計算される。

(b) 別々の段として貯蔵されまたは移動されないGLBMについては、中距離GLBMの発射に用いられるタイプの容器がそのようなミサイルまたは組み立てられた中距離または短射程GLBMを収納していないことを締約国が他方締約国の満足するように証明しない限り、その容器が完全なミサイルであると計算される。

(c) GLCMについては、中距離または短射程GLCMの機体が完全なミサイルとして計算される。

11 地上基地様式で用いられるミサイルではない弾道ミサイル

は、実験目的のためにのみ用いられかつGLBM発射基と区別しうる固定式地上基地発射基から実験場でそれが実験発射される場合には、GLBMであるとはみなされない。地上基地様式で用いられるミサイルではない巡航ミサイルは、実験目的のためにのみ用いられかつGLCM発射基と区別しうる固定式地上基地発射基から実験場でそれが実験発射される場合には、GLCMとはみなされない。

12 各締約国は、中距離または短射程ミサイルとみなされるかもしれないブースターシステムのために、そのようなブースターシステム用の現存タイプのブースター段のみを生産しかつ使用する権利を有する。そのようなブースターの発射は、以下の条件の下では中距離または短射程ミサイルの飛行実験であるとはみなされない。

(a) そのようなブースターシステムで用いられる段が、本条約第三条で現存タイプの中距離または短射程ミサイルとして表示されているそれらのミサイルで用いられる段と異なること。

(b) そのようなブースターシステムが、ブースターシステム自体以外の物を実験するための研究開発目的にのみ用いられること。

(c) そのようなブースターシステムのための発射基の総数が、各締約国について一時に三五を超えないこと。および

(d) そのようなブースターシステムのための発射基が、固定式で地上に設置され、了解覚書に特定される研究開発用発射場のみ存在すること。

研究開発用発射場は、本条約第一条による査察の対象とはならない。

第八条【配置の制限】 1 すべての中距離ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基は、配備地域またはミサイル支援施設に存在しなければならず、もしくは移送中でなければならぬ。中距離ミサイルまたはそのようなミサイルの発射基は、それ以外の場所に存在してはならない。

2 中距離ミサイルの各段は、配備地域またはミサイル支援施設に存在しなければならず、もしくは配備地域相互間、ミサイル支援施設相互間またはミサイル支援施設と配備地域の間

を移送中ではなければならない。

3 本条約第五条2項により要求される廃棄施設への移動にいたるまで、すべての短射程ミサイルおよびそのようなミサイルの発射基は、ミサイル実践配備基地またはミサイル支援施設に存在しなければならず、もしくは移送中でなければならぬ。短射程ミサイルまたはそのようなミサイルの発射基はそれ以外の場所に存在してはならない。

4 本条約の規定の対象となるミサイルまたは発射基の移送は、二五日以内に完了しなければならない。

5 すべての配備地域、ミサイル実践配備基地およびミサイル支援施設は、了解覚書の中に、もしくは本条約第九条3項、

5項(a)または(b)に従ったデータのその後の最新情報の中に明記される。いずれの締約国も、配備地域、ミサイル実践配備基地、または廃棄施設を除くミサイル支援施設に関し了解覚書に規定されたものからその数を増加し、または場所もしくは境界を変更してはならない。ミサイル支援施設は、配備地域の地理的境界の中に存在することがあっても、配備地域の一部であるとはみなされない。

6 本条約の発効後三〇日経過してからは、いずれの締約国も中距離または短射程ミサイルを、そのようなミサイルの各段またはそのようなミサイルの発射基を含め、了解覚書に表示されたミサイル生産施設、発射基生産施設または実験場に配置してはならない。

7 いずれの締約国も、中距離または短射程ミサイルを訓練施設に配置してはならない。

8 非配備中距離または短射程ミサイルは、修理施設で実施される補修のためまたは廃棄施設で実施される発射手段による廃棄のために必要とされる場合を除き、そのようなタイプのミサイルの発射基に運搬されもしくはその中に収納されてはならない。

9 中距離または短射程ミサイルのための訓練用ミサイルおよび訓練用発射基は、中距離および短射程ミサイルならびにそのようなミサイルの発射基について本条1項および3項に規定されているのと同様の場所的制限に従う。

第九条【データ交換と通告】 1 了解覚書は、本条約に関して引き受けられる義務に関連する種類のデータを含み、一九

八七年一月一日現在締約国が所有するすべての中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物および支援施設を表示する。本条約により要求されるそのデータの最新情報と通告は、了解覚書に含まれるデータの種類に従って提供される。

2 締約国はデータを最新のものにし、一九八七年九月一五日の「核危機軽減センターの設置に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の協定」に従って設置された核危機軽減センターを通じて本条約により要求される通告を行なう。

3 本条約の発効後三〇日以内に、各締約国は了解覚書に含まれるすべての種類のデータについて、本条約発効日現在の最新データを他の締約国に提供する。

4 本条約の発効に続く六ヵ月ごとの期間の終わりから三〇日以内に、各締約国は前回のデータ交換以来六ヵ月の期間に生じた完了済みおよび進行中のデータのあらゆる変更、ならびにそれらの変更の実質的効果を他の締約国に知らせることに

より、了解覚書に含まれるすべての種類のデータについて最新のデータを提供する。

5 本条約の発効時およびそれ以降、各締約国は他の締約国に対し以下の通告を行なう。

- (a) 特定の配備地域、ミサイル実戦配備基地またはミサイル支援施設の廃棄予定日を三〇日以上事前に通告する。
- (b) 廃棄施設の数または場所の変更を、それぞれの変更の場所と予定日を含めて、三〇日以上事前に通告する。
- (c) 廃棄のために中距離ミサイルを発射する場合を除き、中距離および短射程ミサイル、およびそのようなミサイルの各段、ならびにそのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物および支援装置の廃棄開始予定日を、以下のものも含め三〇日以上事前に通告する。
 - (i) 廃棄されるミサイルシステムの種目の数およびタイプ。
 - (ii) 廃棄場所。
 - (iii) 中距離ミサイルについては、廃棄場所へ移動されるそ

のようなミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置が存在した場所。

- (iv) 支援構造物の場合を除き、本条約第一一条七項による査察を実施する査察団が利用すべき入国地点、および入国地点から廃棄施設への査察団の出発推定時刻。
- (d) 廃棄のための中距離ミサイルの発射予定日、または一連の発射の開始予定日を含め一〇日以上事前に通告する。
 - (i) 廃棄されるミサイルのタイプ。
 - (ii) 発射場所、または廃棄が一連の発射による場合にはそのような発射の場所および一連の発射の数。
 - (iii) 本条約第一一条七項による査察を実施する査察団が利用すべき入国地点。
 - (iv) 入国地点から廃棄施設への査察団の出発推定時刻。
 - (e) 廃棄に関する議定書に規定された廃棄の結果として生じた、中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連

する支援構造物および支援装置の数の変更について、以下のものを含め、それが生じた後四八時間以内に通告する。

(i) 廃棄されたミサイルシステムの種目の数およびタイプ。ならびに

(ii) そのような廃棄の日付および場所。ならびに

(f) 中距離または短射程ミサイル、またはそのようなミサイルの発射基の移送について、もしくは訓練用ミサイルまたはそのような中距離および短射程ミサイルのための訓練用発射基の移動について、以下のものを含め、それが完了した後四八時間以内に通告する。

(i) ミサイルまたは発射基の数。

(ii) 出発および到着の地点、日付および時刻。

(iii) 輸送の方法。ならびに

(iv) 移送中少なくとも四日に一度、場所およびその場所にいる時刻。

6 本条約の発効時およびそれ以降、各締約国は、本条約第七條12項に規定された研究開発用ブースターシステムの発射予定日および場所を一〇日以上事前に通告する。

第一〇条【廃棄の方法】 1 各締約国は、廃棄に関する議定

書に規定された手続きに従い、中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物および支援装置を廃棄する。

2 廃棄に関する議定書で特定されたミサイルシステムの種類の廃棄に対する現地査察による検証は、本条約第一一條、廃棄に関する議定書および査察に関する議定書に従って実施される。

3 締約国が中距離ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置を廃棄の目的のため配備地域から廃棄施設に移動させる場合には、配備された組織部隊全体で移動しなければならない。アメリカ合衆国については、これらの部隊はパーシングIIの砲兵中隊およびBGM109Gの飛行中隊である。ソビエト社会主義共和国連邦については、これらの部隊は二または三の大隊から構成されるSS20の連隊である。

4 中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射

基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置の廃棄は、廃棄に関する議定書の第四部または第五部に従つて廃棄されない限り、了解覚書に特定された施設または本条約第九条5項(b)に従つて通告される施設で実施される。本条約の対象となるミサイルおよび発射基に関連する支援構造物で廃棄の対象となるものは、その場所で廃棄される。

5 各締約国は、本条約発効後最初の六ヵ月間において、一〇〇を超えない中距離ミサイルを発射の手段により廃棄する権利を有する。

6 本条約の発効以前に実験されたが配備されなかつた中距離および短射程ミサイルであつて、本条約第三条に表示された現存タイプの中距離または短射程ミサイルでないもの、ならびにそのようなミサイルの発射基は、廃棄に関する議定書に規定された手続きに従い本条約の発効後六ヵ月以内に廃棄される。そのようなミサイルとは以下のものである。

(a) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国によりパーシングI Bと呼ばれ、ソビエト社会主義共和国連邦にも同様の名称で知られているタイプのミサイル。および

(b) ソビエト社会主義共和国連邦については、ソビエト社会主義共和国連邦によりR K 55と呼ばれ、アメリカ合衆国によりSSC-X-4として知られているタイプのミサイル。

7 中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援構造物および支援装置は、廃棄に関する議定書に規定された手続きを完了した後、本条約第九条5項(e)に規定された通告をもつて廃棄されたものとみなされる。

8 各締約国は配備地域、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設を廃棄する。締約国は、以下に規定する条件が満たされた場合に本条約第九条5項(a)に従い他の締約国に通告する。

(a) そこに存在する中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置のすべてが移動される。

(b) そこに存在するそのようなミサイルおよび発射基に関連するすべての支援構造物が廃棄される。ならびに

(c) そこにおけるそのようなミサイルおよび発射基の生産、飛行実験、訓練、修理、貯蔵または配備に関連するすべての活動が停止される。

そのような配備地域、ミサイル実戦配備基地およびミサイル支援施設は、それらが本条約第一条4項に従い査察された時、もしくは本条約第九条5項(a)に従い通告された廃棄予定日から六〇日が経過した時に廃棄されたものとみなされる。

了解覚書中表示された配備地域、ミサイル実戦配備基地またはミサイル支援施設で、本条約の発効以前に上述の条件を満たし本条約第九条3項に従った最初のデータ交換に含まれないものは、廃棄されたものとみなされる。

9 締約国が了解覚書中表示されたミサイル実戦配備基地を本条約の対象でないGLBMまたはGLCMシステムに関連する基地として利用するため転換を意図する場合には、その締約国は転換開始予定日の三〇日以上事前に、その基地が転換される予定日および目的について他の締約国に通告する。

第一条【現地査察】

1 本条約の規定の遵守の検証を確保

するため、各締約国は現地査察を行なう権利を有する。締約国は、本条、査察に関する議定書および廃棄に関する議定書に従って現地査察を実施する。

2 各締約国は、本条に規定されている査察を他の締約国の領域内および配備国の領域内の両方において行なう権利を有する。

3 本条約の発効後三〇日経過してから、各締約国は、すべてのミサイル実戦配備基地、およびミサイル生産施設以外で了解覚書に特定されたミサイル支援施設において、ならびに本条約第九条3項により要求される最初のデータ最新情報に含まれるすべての廃棄施設において査察を行なう権利を有する。これらの査察は本条約の発効後九〇日以内に完了する。これらの査察の目的は、本条約第九条3項に従い提供された、

本条約発効日現在におけるミサイル、発射基、支援構造物および支援装置の数ならびにその他のデータを検証することである。

4 各締約国は、ミサイル実戦配備基地、およびミサイル生産施設以外のミサイル支援施設について、本条約第九条5項(a)

に従つて通告される廃棄を検証するために査察を行なう権利を有する。その後それらの施設および基地はもはや本条5項(a)による査察の対象とはならない。そのような査察はその施設の廃棄予定日の後六〇日以内に実施される。締約国が特定施設の廃棄予定日の後本条3項に従いその施設の査察を行なう場合には、本項によるその施設への追加的査察は許されない。

5 各締約国は、本条約の発効後一三年間、本項に基づく査察を行なう権利を有する。各締約国は、本条約発効後の最初の三年間は歴年ごとに二〇回のそのような査察を、次の五年間は歴年ごとに一五回のそのような査察を、および最後の五年間は歴年ごとに一〇回のそのような査察を行なう権利を有する。いずれの締約国も、一年間のこれらの査察回数全体の半分以上を一つの配備国の領域内で用いてはならない。各締約国は以下のことを行なう権利を有する。

(a) 本条約の発効後九〇日経過してから、査察時において各ミサイル実戦配備基地またはミサイル支援施設に存在するミサイル、発射基、支援構造物および支援装置の数を、了

解覚書に特定された種類のデータに従つて確認するため、ミサイル実戦配備基地、ならびに廃棄施設およびミサイル生産施設を除くミサイル支援施設を査察する。および

(b) 本条約第一〇条8項に従い廃棄された以前のミサイル実戦配備基地、および以前のミサイル生産施設を除く以前のミサイル支援施設を査察する。

6 本条約の発効後三〇日経過してから、各締約国は本条約の発効後一三年間、以下のものを継続的監視の手段により査察する権利を有する。

(a) 本条約第三条に表示された固形推進剤によるGLBMの段に外見上似ている段を用いるGLBMの最終組み立てが達成される他方締約国の施設の出入口。または

(b) 締約国がそのような施設をもたない場合には、現存タイプの中距離または短射程ミサイルが生産されていた以前の合意されるミサイル生産施設の出入口。

本項に従い施設を査察される締約国は、他の締約国が本条約発効後六ヵ月以内に、または本項(a)で規定された最終組み立て過程開始の六ヵ月以内に、その施設に恒久的な継続監視シ

システムを設置することができるよう保証する。本条約の発効後二年目の終わりを以て、いずれの締約国も本項(a)に規定された最終組み立て過程を引き続く一二月間行なわない場合には、いずれの締約国も、本項(a)に規定された最終組み立て過程が再開されない限り、他の締約国のミサイル生産施設を継続的監視の手段により査察する権利を有しない。本条約の発効時において、継続的監視により査察される施設は、本項(b)に従い、アメリカ合衆国については、ユタ州マグナのハーキュリーズ第一工場であり、本項(a)に従い、ソビエト社会主義共和国連邦については、ロシアソビエト社会主義共和国内ウドムルト自治ソビエト社会主義共和国のヴォトキンスク機械製造工場である。

7 各締約国は、本条約第一〇条および廃棄に関する議定書に従って実施される中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置の廃棄の過程を、発射の手段による中距離ミサイルの廃棄を含め、査察しなければならない。本項に規定される査察官は、ミサイル、発射基および支援装置の

ために持定された過程が完了したことを決定する。

8 各締約国は、廃棄に関する議定書の第V部に従って廃棄される中距離および短射程ミサイル、そのようなミサイルの発射基、ならびにそのようなミサイルおよび発射基に関連する支援装置の廃棄、ならびに廃棄に関する議定書の第II、IVおよびV部に従って廃棄される訓練用ミサイル、訓練用ミサイル段、訓練用発射容器および訓練用発射基の廃棄の過程の完了を確認するため査察を行なう権利を有する。

第一二条【自国の検証技術手段】 1 本条約の規定の遵守の検証を確保するため、各締約国は、一般的に認められた国際法の諸原則に合致する方法で、自国の検証技術手段を自由に使用するものとする。

2 いずれの締約国も、

(a) 本条1項に従って行なわれる他の締約国の自国の検証技術手段を妨害してはならない。もしくは

(b) 本条1項に従って行なわれる自国の検証技術手段による本条約の規定の遵守の検証を妨害する秘匿手段を用いてはならない。この義務は、配備地域内においてミサイルおよび

び発射基を保護するための環境シエルトの使用を含む、通常の訓練、補修および活動に関連するカバーまたは秘匿慣行には適用されない。

3 自国の検証技術手段による観察を促進するため、各締約国は、戦略攻撃兵器を削減し制限する締約国間の条約が発効するまで、しかしいかなる場合にも本条約の発効後三年を超えない期間において、本条約第一〇条8項に従い廃棄される以前のミサイル実戦配備基地ではなく、五五〇〇キロメートルを超える射程能力をもつ道路移動式GLBMの配備基地において、協力措置の実施を要求する権利を有する。そのような要求を行なう締約国は、協力措置が実施されるべき配備基地を他の締約国に通報する。基地を観察される締約国は以下の協力措置を実施する。

(a) 請求後六時間以内に、締約国はその基地に存在する発射基のためのすべての固定式構造物の屋根を開き、発射基用のそのような固定式構造物からすべての発射基上のミサイルを取りはずし、秘匿手段を用いることなく発射基上のミサイルを示す。

(b) 締約国は、そのような観察の要求を受けた時点から二時間が経過するまで、屋根を開けたままにし、発射基上のミサイルをその場所に置いておく。

各締約国は、そのような要求を年六回行なう権利を有する。一時に一つの配備基地のみがこれらの協力措置の対象となる。

第一三条【特別検証委員会】 1 本条約の規定の目的およびその履行を促進するため、締約国はここに「特別検証委員会」を設置する。締約国は、いずれかの締約国が要求する場合には以下のために特別検証委員会の枠内で会合することに合意する。

(a) 引き受けた義務の遵守に関する問題を解決するため。および
(b) 本条約の有効性と実効性を改善するために必要とされるような措置に合意するため。

2 締約国は、締約国間の継続的コミュニケーションを提供する核危機軽減センターを以下のために利用する。

(a) 本条約第九条3、4、5および6項、ならびに廃棄に関

する議定書により要求されるデータを交換し、通告を行なう。

(b) 本条約第一〇条9項により要求される情報を提供し、それを受け取る。

(c) 本条約第一一条および査察に関する議定書により要求されるような査察の通告を行ない、それを受け取る。ならびに

(d) 本条約第一二条3項に規定された協力措置の要求を提出し、それを受け取る。

第十四条【条約の尊重】 締約国は本条約を遵守し、その規定に抵触するいかなる国際的義務または約束をも引き受けな

い。

第十五条【期限・脱退】 1 本条約の期限は無期限とする。

2 各締約国は、本条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、本条約から脱退する権利を有する。その締約国は、本条約から脱退する六ヵ月前に自国の決定を他の締約国に通告する。その通告には、通告する締約国が自国

の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についての記載を含まなければならない。

第十六条【改正】 各締約国は本条約の改正を提案することができる。合意された改正は本条約の効力発生を定める第一七条に規定された手続きに従って効力を生じる。

第十七条【批准・発効・登録】 1 本条約は、その不可分の一部を構成する了解覚書および議定書をも含め、各締約国の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。本条約は批准書の交換の日に効力を生じる。

2 本条約は国際連合憲章第一〇二条に従って登録される。

千九百八十七年十二月八日ワシントンで、英語およびロシア語による本文をひとしく正文とした本書二通を作成した。